

建築物について

正本※1	副本	消防用	保健所用
No.順に綴じる 1.確認申請書(1～6面) 2.委任状(原本) 3.図面＋公図の写 4.構造規模に応じ必要な書類 5.浄化槽資料	No.順に綴じる 1.確認申請書(1～6面) 2.委任状(写) 3.図面 4.構造規模に応じ必要な書類 5.浄化槽資料(保健所用の1と2の写)	No.順に綴じる 1.確認申請書(1～6面) 2.図面※2	No.順に綴じる 1.浄化槽概要書 2.浄化槽資料 3.案内図、配置図、平面図
建築計画概要書 綴じずに添付	—	—	—
建築工事届 綴じずに添付	—	—	—

※1 建築基準法第6条の3に規定する構造計算適合性判定を必要とする建築物、または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を必要とする建築物については、適合判定通知書(写)及び判定申請書・図書(副本)の提出が必要となります。

※2 (A)消防同意の場合

(7)法第6条第1項第1,2号の建築物で、消防法施行令別表第1に該当する場合

・案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表、建具表(無窓階別判断資料)、消防設備図

(イ)上記7以外の場合

・案内図、配置図、平面図、内装規制に関する記述の図面

(B)消防同意不要となる場合

・案内図、配置図、平面図

昇降機・工作物について

正本※1	副本	消防用
No.順に綴じる 1.確認申請書(1～2面) 2.委任状(原本) 3.図面※4 4.公図の写※5	No.順に綴じる 1.確認申請書(1～2面) 2.委任状(写) 3.図面※4	No.順に綴じる 1.確認申請書(1～2面)※3

※3 工作物確認の場合不要です。

※4 工作物確認の場合、構造計算書を含みます。

※5 昇降機の場合不要です。